

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

|       |  |
|-------|--|
| タイトル  | CDM A/R, temporary credit and the EU Emissions Trading Scheme (ETS)<br>( CDM 新規植林/再植林 一時的クレジットとヨーロッパ排出権取引スキーム )  |
| 主催    | FACE Foundtion   |
| 日時    | 2005 年 12 月 3 日  |
| 主要討論者 | - Robert Zomer (IVMI)<br>- Benoit Bosquet (Bio Carbon)<br>- Louis Verchot (International Centre for Research in Agroforestry)<br>- Bemhard Schlamainger (Joanneum Research)  |
| 目的    | Bio CF と CCBA の活動から、カーボンクレジットにより、生態系の保護や生活の質の向上にどのように貢献するかなど、得られた教訓の紹介。  |
| 発表の概要 | <p>[Robert Zomer:IVMI] AR プロジェクト計画・評価のためのツールについて<br/>ENCOFOR ( ENvironment and COmmunity based framework for designing afFOrestation) の Land Suitability Modeling Tool (LSMT)は、GIS などを用いてプロジェクトの土地の適格性などを調査することができる。また、ベースラインの予測、生産と歳入の分析、環境評価などを行うことができる。</p> <p>標高 3500 メートル以下、乾燥度 0.65 以上、平均気温 6.5 以上、樹冠各 10、15、20、25、30% 以下と設定し(ツンドラ地域/都市部/湿地帯などは対象から除外)、植林が実施できる土地を計算した。その結果 10 万 km<sup>2</sup> 以上ある国は 13 カ国、5 万 km<sup>2</sup> 以上ある国は 26 カ国、1 万 km<sup>2</sup> 以上は 50 カ国、1000 km<sup>2</sup> 以上は 89 カ国となった。</p> <p>生物学的に分析するとアジアの 75% 以上の土地が、農業用地として利用可能である。また、アフリカや南アメリカでは利用可能な土地にける人口密度が低い。世界で利用可能な土地の 8 割が標高 1000m 以内に位置する。</p> <p>現在の ARCDM の森林の定義を利用して、土地の劣化進行を緩和するプロジェクトを実施するならば、世界の土地の 2% ぐらいしかないであろう。</p> <p>[Benoit Bosquet: Bio Carbon] Bio Carbon の取り組みについて<br/>Bio Carbon では、CDM の枠組みで "Moldova Soil Conservation"、JI の枠組みで "Romania Afforestation" がある。また、上記 2 点以外に 22 の植林プロジェクトを計画している(約 5 割はアフリカ地域で実施する予定)。プロジェクトの目的は、GHG の削減、雇用創出などの社会的な改善、多様性の保護などの環境的改善、地域コミュニティの適応能力を高めることである。</p> <p>2007 年 12 月末まで、ETS では LULUCF からのクレジットが利用できないようになっており、この変更が 2006 年の ETS レビューの議題にあがっているか定かではない。一方、フランス、イタリア、スペイン、イギリスは ETS への AR クレジット組み込みを支持している。また、私企業も大半は支持しているようである。AR クレジットを ETS に組み込むことにより、EU の気候変動の緩和と適用の政策を環境と開発政策、G8 の優先事項、ミレニアム開発目標とリンクできることなどの便益がある。</p> <p>[Louis Verchot: International Centre for Research in Agroforestry] アフリカでのプロジェクトについて<br/>「適応」では農業生産に関しての考慮が必要である。その理由として、気候の変動</p> |

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

|    |   |
|----|---|
|    | <p>が止まりそうにないこと、現在の世界的な条約は増加し続ける GHG を効果的に削減できそうにないこと、適応の効果は部分的に気候変動の影響を軽減するのみであること、生態系が変化し、人類の生活を脅かすことがあげられる。</p> <p>では、カーボンファイナンスは脆弱性を緩和し、適応能力を高めることが可能だろうか？京都メカニズムの中で CDM のみが、非附属書 国の参加が可能である。しかしながら、当初期待されていたような持続可能な発展という便益は現在の CDM からは生じないようである。また、特にアフリカは他の地域と比較するとプロジェクトの数も少ない。</p> <p>植林 CDM からのクレジットを ETS に組み込むことは、十分とはいえないが、上記の問題を解決するよいステップだろう。CDM がその目的を遂行するためには、ホスト国の能力、取引費用、難解な EB 承認プロセス、投資のリスク、2013 年以降の不確実性、プロジェクト実施のための資金調達等、様々な制限を考慮しなければならない。</p> <p>CDM が期待できるような利益を生むためには、途上国のプロジェクト実施者がカーボンファイナンスの利益を享受できること、取引費用の削減、各国の開発政策とリンクさせること、適応能力を高めるようなプロジェクトにする、という点が考慮されるようなシステムになる必要がある。</p> <p>[Bernhard Schlamainger: Joanneum Research] ETS と JI CER について<br/>EC は、1%内の取引しか認められていないこと、土地利用から生じるクレジットが 2008 年から取引できること、に関してのレビューを行い、2006 年 6 月 31 日までに欧州議会と欧州理事会に報告することになっている。</p> <p>JI CER が ETS に互換するための技術的な解決策、またそのリスクマネジメントをする場合において、以下の3つの解決案がある。</p> <p>&lt; 解決案 1: CER のクレジットを ETS で直接利用する &gt; ICER 利用<br/>1ICER が国の登録簿に発行され、ICER は ETS の遵守達成のために利用される(取引なし)。この場合には、リンク指令の改正が必要である。</p> <p>&lt; 解決案 2: CER のクレジットを EUA に互換する &gt; ICER 利用<br/>政府は特別に(LULUCFのための)EUA アカウントを設置する(最大 1990 年排出レベルの 1%)。次に、EUA をオペレーターアカウントに移転し、EUA を取引することができる。最終的にこの EUA を遵守達成のために利用する。<br/>この場合、リンク指令の改正は必要ない。</p> <p>&lt; 解決案 3: CER のクレジットを京都ユニットに互換する &gt; ICER 利用<br/>解決案 2 に類似しているが、解決案 3 の場合には国レベルのアカウントは必要なく、私企業や多国間における互換を可能とする方法。この場合も、解決案 2 と同様にリンク指令の改正は必要ない。</p> <p>リスクマネジメントの方法として、クレジットの投資リスクプレミアム、ICER から EUA への交換率の変化(例: 1ICER = 0.7EUA)、政府が全てのリスクの責任を負う方法などがある。</p> |
| 資料 | <p>UNFCCC の HP から資料入手可能<br/><a href="http://regserver.unfccc.int/seors/reports/events_list.html">http://regserver.unfccc.int/seors/reports/events_list.html</a></p>   |

文責：錦 真理 (GEC)